

ジェットゴルフ海外旅行条件書(受注型企画旅行)

本旅行条件書は、旅行业法第2条の4に定める取引条件説明書面 及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

①「受注型企画旅行」とは、(株)ジェットアンドスポーツ(以下「当社」という。)がお客様からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊に関するサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

②当社は、受注型企画旅行において、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう手配し、旅程管理することを引き受けます。

③当社は、当社に受注型企画旅行契約の申し込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容・旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」といいます。)を交付します。

④当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱い料金(以下「企画料金」といいます。)の金額を明示することができます。

2. 旅行のお申込方法及び契約の成立時期

①当社または当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、次表に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金(お1人様)	申込金(お1人様)
15万円未満	¥ 30,000以上総額まで
15万円以上25万円未満	¥ 50,000以上総額まで
25万円以上	旅行代金の30%以上総額まで

②当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。

③旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項②により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第23項③の定めにより契約が成立します。

④当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

⑤契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

⑥当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

⑦当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

⑧お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがあります(以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。)。この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社は申込金を申し受けます。(ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。)ただし、「当社が予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払い戻します。

⑨ 本項⑧の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社らが、予約可能な旨の通知を行ったときに成立するものとします。

3. お申込条件

①特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢 資格 技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

②旅行のお申し込み時に、慢性疾患お持ちの方、現在健康損なわれている方、障害お持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申しください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合医師の診断書を提出していただく場合がございます。また、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担といたします。また旅行の安全かつ円滑な実施が困難であると当社が判断する場合は、ご参加をお断りさせていただく場合がございます。

③当社は本項①②場合で当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、①はお申し込みの日から、②はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

④お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とすると当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせています。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となり、お客様は当該費用を当社が指定する期日までお支払いいただきます。

⑤他のお客様に迷惑を及ぼし、また旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合がございます。

⑥通信契約の場合、お客様のクレジットカードが無効であるなど、お客様が旅行代金などを提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、お申し込みをお断りする場合がございます。

⑦その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合がございます。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

①当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書等により構成されます。

②当社は、あらかじめ本項①の契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時刻・場所、利用する運送機関、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し方法には郵送を含みます。

③当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅行日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

④本項③の場合、お客様の使用する通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第23項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。)や第14項に規定する取消料・違約料、第9項に規定されている追加代金及び第12項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットまたはホームページの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

①旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。】を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。)②旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)③旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)④旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)⑤旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金

8. 旅行代金に含まれないもの

前項①から⑤のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- ①超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- ②クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ③渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手續代行料金)
- ④ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー(別途料金の小旅行)の料金
- ⑤運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油付加運賃)
- ⑥日本国内の空港施設使用料
- ⑦日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- ⑧旅行日程中の空港税等(日本国内通行税を含む)(ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます。)

9. 追加代金

第5項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

- ①お1人部屋を使用される場合の追加代金。
- ②パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- ③パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- ④パンフレット等で当社が「ビジネスクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
- ⑤その他パンフレット等で「XXXXX追加代金」と称するもの(アーリーチェックイン・レイチェックアウト追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等)。

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の変更

①当社は利用する運送機関の運賃が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

②旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。

③第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料、その他既に支払いまたはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行なっているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席・部屋、その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。

④運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金の額を変更いたします。

12. お客様の交替

①お客様は、当社の定める申し込み期限内であらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の事項を記入のうえ、交替に要する所定の金額の手数料をお支払いいただきます。

②契約上の地位の譲渡は、当社が承諾した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお当社は申し込み期限・空席状況などによりお客様の交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除

①旅行開始前の解除

ア. お客様は第14項に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。ただし解除の申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

イ.お客様は次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア) 第10項に基づき契約内容の重要な変更が有った場合。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げる、その他の重要なものである場合に限ります。

ブ) 第11項①に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

丙) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

丁) 当社がお客様に対し、第5項の②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

戊) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

ウ. 当社は本項「①のア.」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻をいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「①のイ.」により、旅行契約が解除されたときには、すでに收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」という警告が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。

②旅行開始後の解除

お客様の責に帰すべき事由により旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、当該不可能となった旅行サービス提供にかかる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち不可能となった旅行サービスの提供にかかる部分から当該旅行サービスに対して、取消料・違約料、その他の名目で支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 取消料

①旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取り消し料をいただきます。尚、複数人数でご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の(1台、1室あたりの)ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

旅行契約の取消区分	取消料
当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。	企画料金に相当する金額
旅行開始日がピーク時の旅行であって、	

ウ.本項「②のイ.」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

エ.解除の効果及び払い戻し

本項「②のイ.」に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、第15項によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料、その他の名目ですべて支払い、またはこれから支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担といたします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスにかかる部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料、違約料、その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

オ.本項「イ.のa)、c)」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様の負担で出発地に戻る為の必要な手配をいたします。

16. 旅行代金の払い戻し

当社はお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、次のとおり払い戻しいたします。

①旅行開始前の旅行契約解除による払い戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に、払い戻しいたします。

②旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払い戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、払い戻しいたします。

③クーポン類の引き渡し後の払い戻しについてはお引き渡したクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には旅行代金の払い戻しができない場合があります。

④当本項①の規定は、第18項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 添乗員

①添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

②添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。

③添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

④添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

18. 当社の責任

①当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を行なせた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

②お客様が次に掲げる理由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として上項の責任を負うものではありません。

(1) 天災地変、気象条件、暴動、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(2) 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

(3) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(4) 官公署の命令、または伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

(5) 自由行動中の事故

(6) 食中毒

(7) 盗難

(8) 運送機関の遅延・不通・経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

③当社は手荷物について生じた本項①の損害につきましては、本項①のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

19. 特別補償

①当社は前項①の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外傷の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円を上限)・入院見舞金(4万円~40万円)及び通院見舞金(2万円~10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1受注型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

②本項①にかかわらず、当社の手配による受注型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該受注型企画旅行参加中とはいたしません。

③お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ワルトライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

④当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

⑤当社が本項①に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

20. お客様の責任

①お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

②お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めていただきます。

③お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代理者、または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

21. オプショナルツアー又は情報提供

①当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当社が企画・実施する受注型企画旅行(以下「当社オプショナルツアー」といいます。)の第19項(特別補償)の適用については、当社は、主たる受注型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。

②オプショナルツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第19項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる受注型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。

③当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる受注型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

22. 旅程保証

①当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただしこの(1),(2),(3)で規定する変更を除きます。)は、第6項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払います。ただし、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

(1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

a) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

b) 戦乱

c) 暴動

d) 官公署の命令

e) 欠航、不通、休業など運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止。

f) 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供。

g) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(2) 第13・15項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係わる変更の場合、当社は変更補償金をお支払いたしません。

(3) 募集パンフレットまたはホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いたしません。

②本項①の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いたしません。

③本項①、②に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

④当社が本項①の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第19項に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係わる変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した金額をお支払いたします。

当社が変更補償金の支払いが必要となる変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更。	1.0	2.0
③変更書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0
⑦前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーカイドー中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合は1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注2:④又は⑥に掲げる変更が1乗車船又は1泊中の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3:⑦に掲げる変更については①~⑥の料率を適用せず、⑦の料率を適用します。

23. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という。)のカード会員(以下「会員」という。)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」という。)を条件にお申し込みを受ける場合があります。

通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱いができる場合があります。また取り扱いできるカードの種類も異なります。)

①通信契約のお申し込みに際し、会員は「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等をお申し出いただきます。

②通信契約による旅行契約は、当社が電話または郵便で、旅行契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものといたします。但し、当該契約においてEメール等の電子承諾通知を発する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

③通信契約での「カード利用日」とは、旅行代金等の支払い又は払戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は、契約成立日が、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって22日目にあたる日よりも前の場合、「契約成立日以降22日目にあたる日(休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。契約成立日が、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって22日目にあたる日以降の場合、「契約成立日」といたします。

④通信契約を締結した場合で、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等にかかる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済出来なくなったときは、当社は通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいたしました場合はこの限りではありません。

⑤当社は通信契約を締結した後に旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客様に払戻すべき金額が生じたときは提携会社のカード会員規約にしたがってお客様に対し当該金額を払戻しいたします。この場合当社は旅行開始前の解除にあっては解除の翌日から起算して7日以内に減額または、旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき金額通知をるものとし、お客様に当該通知を行なった日をカード利用日といたします。

24. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレットまたはホームページ等に明示した日となります。

25. 個人情報の取り扱い

①当社及び募集パンフレットに記載の受託旅行業者(以下「取扱旅行会社」といいます。)は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきますが、お客様がお問い合わせいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供する旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

その他、当社及び取扱旅行会社では、

(1) 当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの御案内

(2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い

(3) アンケートのお願い

(4) 特典サービスの提供

(5) 統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

②当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業案内、商品及び催し物内容などのご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称及び各企業における個人情報取扱管理者の氏名については、当社のホームページ(<http://www.jetgolf.co.jp/>)をご参照ください。